

平成30年第11回農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年11月26日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前10時45分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	欠席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	出席	9	山岸 良一	出席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者			
事務局	事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳	
	主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎	
	主事	新井 政貴				
説明員	農政課	小林 祐太		農政課	志水 翔希	
	主査	齋藤 鏡子		主事	新井 政貴	
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (3) 農用地区域からの除外に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員14名、推進委員8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第11回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に荒井委員、白石委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見	
議長	日程第1 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。</p> <p>総会資料の2ページを御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、母が高齢かつ病弱なため、同居できる住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p>

	<p>番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の借家にて生活しておりますが、子供の成長に伴い住宅が手狭となったことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、申請地のおおむね300m以内に市役所が存在しているという理由から、第3種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号3につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内にてガスインスタンドを運営しておりますが、大型トラック用の給油・整備・洗車施設に想定以上のトラック利用が発生し、順番待ち用の駐車場スペースが不足したことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1から3の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
議長	<p>番号1につきまして、岩上委員から報告をお願いいたします。</p>
岩上委員	<p>番号1について、11月19日に現地確認を行いました。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。</p> <p>周辺は宅地として利用されており、今後も市街として発展する可能性が高い地域です。</p> <p>詳細は事務局説明のとおりです。また、申請地は現在、農地としてされており、違反等はありません。</p> <p>したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。</p>
議長 小野田委員	<p>続きまして番号2につきまして、小野田委員から報告をお願いいたします。</p> <p>番号2について、11月22日に現地確認を行いました。</p> <p>案内図につきましては、2ページ目を御覧ください。</p> <p>申請地は市街地の進んだ住宅地内に存在しており、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、おおよそ300m以内には市役所が存在しており、白岡駅にも近い土地です。</p> <p>付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。</p> <p>転用理由等の詳細は事務局説明のとおりです。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>

議長	続きますして番号3につきますして、小島委員から報告をお願いいたします。
小島委員	番号3について、11月21日に現地確認を行いました。 案内図につきますしては、3ページ目を御覧ください。 詳細は事務局説明のとおりです。 また、申請者と会って話を聞きまして、申請地はタンクローリー等の洗車待ちの駐車場として使用する予定とのことでした。 申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。 したがいまして、本案につきますしては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いいたします。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
関山委員	番号1の住宅について、通路部分の幅員、奥行を教えてください。
事務局	提出されている土地利用計画図によりますと、幅員が3.005m、奥行が40.182mとなっています。
関山委員	それであればと建築的にも問題ないと思います。 ありがとうございました。
議長	ほかに質疑等あれば、お願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第22号については原案のとおり決定します。
議案第23号 白岡市農用地利用集積計画の決定	
議長	日程第2 議案第23号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 [農政課担当職員、事務局席へ移動]
議長	本案につきますしては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます

<p>農政課</p>	<p>議案第23号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、10月9日（火）から11月19日（金）までの9日間で受付を実施いたしました。</p> <p>内容につきましては、</p> <table border="0"> <tr> <td>新規設定件数</td> <td>75件、筆数</td> <td>279筆、面積</td> <td>195,606.17㎡</td> </tr> <tr> <td>再設定件数</td> <td>43件、筆数</td> <td>66筆、面積</td> <td>68,368.00㎡</td> </tr> <tr> <td>合計件数</td> <td>118件、合計筆数</td> <td>345筆、合計面積</td> <td>263,974.17㎡</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>また、今般、新規の筆数が多い件につきましては、関田農園が、利用権設定から農地中間管理事業へ切替えを行ったためであります。</p> <p>それに伴い、契約期間が満了していない農地については、農地法第18条第6項の規定に基づき、合意解約の手続きを行っております。そのため、合意解約の枚数が増えています。</p> <p>なお、新規設定番号77（3-21ページ）につきましては、現状として、耕作すべき農用地を全て効率的に耕作していないと見受けられます。</p> <p>計画の決定におきましては皆様に慎重な審議及びご意見をいただきたいと存じます。</p> <p>利用権設定の開始日は平成30年12月7日からとなります。</p> <p>その他各利用権設定の詳細については3-2ページ以降に記載されております。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。</p>	新規設定件数	75件、筆数	279筆、面積	195,606.17㎡	再設定件数	43件、筆数	66筆、面積	68,368.00㎡	合計件数	118件、合計筆数	345筆、合計面積	263,974.17㎡
新規設定件数	75件、筆数	279筆、面積	195,606.17㎡										
再設定件数	43件、筆数	66筆、面積	68,368.00㎡										
合計件数	118件、合計筆数	345筆、合計面積	263,974.17㎡										
<p>議長</p>	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。本案につきましては議事参与制限及があるため、新規設定番号12及び再設定番号34、43を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>また、推進委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第29条に基づき推進委員の皆様にご総会への出席をお願いしているところですが、議事の公正を確保するため、再設定番号30も除いて御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>												
<p>江口委員</p>	<p>新規設定番号77について審議させていただきたいと思っております。</p> <p>ご存知の方もいらっしゃると思いますが、借り手の方について約5年前ほどから作付は行っても収穫を行わないような状態となっておりまして、農地も荒れておりますので、新規に利用権を設定するのはいかなるものかと思っております。</p> <p>また、今回は借り手が父親であったものを息子に変更するという事で新規案件として提出されていますが、どちらにせよ現状が現状ですので、難しいのではないかと思います。</p>												
<p>議長</p>	<p>農政課から意見をお願いします。</p>												
<p>農政課</p>	<p>農政課としても同じ意見でして、耕作ができていない状況が見受けられますので、新規の利用権設定につきましては、難しいのではないかと考えています。</p>												

小野田委員	新規設定番号77を見ますと、貸し手が農協となっていますが、この土地の現状はどうなっているのでしょうか。
農政課	現状としては、耕作が行われておらず、荒れている状態になっています。
小野田委員	荒れている農地については安全対策等も考え、シルバー人材センターや民間等による除草をお願いしているところですが、農政課としては貸し手である農協へどのような対応をとっていくことを考えているのかお伺いしたい。
農政課	農業委員会を通して除草等の指導を行うこともありますが、農協と協議させていただいて、農地をしっかりと耕作できる人を探す等遊休農地解消に向けてアプローチしていきたいと思います。また、合わせてこちらからも荒地となった農地を荒地のまま放置しないよう働きかけていきたいと思っています。
小野田委員	<p>耕作者を見つけるという発言は前向きに捉えていい発言だとは思いますが、現実としては農地が荒れていて、その貸し手が農家のモデルであり農家に指導を行っていく立場である農協という事実はいかがなものかと思っています。</p> <p>耕作者を見つけるという前向きな動きは良いのですが、現状の問題として農地が荒れてしまっており、このままでは農地が荒れたまま年を越してしまい、そしてそのまま放置されてしまうということはどうかと思いますが、行政はどう考えますか。</p>
農政課	農政課としましても、農協が借りている土地となりますので、働きかけを続けていきたいと思っております。
小野田委員	借り手が農協という農家の見本となる方になり、遊休地の解消も期待して貸しているわけですので、行政指導もお願いできますでしょうか。
農政課	農協も南彩ファームを立ち上げて動き出していることもありますので、農業委員会と協力して働きかけていければと考えております。
江口委員	貸し手が農協になっている土地がいくつかありますが、この土地には別に所有者はいるのでしょうか。
農政課	<p>再4、再19、再23、再39から42にて所有者から農協が借り受け、その土地を改めて耕作者へ貸し出すものとなります。</p> <p>なお、農協から耕作者へ貸し出す中で新規設定番号77については、耕作者が現状として、耕作すべき農用地を全て効率的に耕作していないと見受けられますため、所有者から農協への賃貸のみ認め、耕作者への貸し出しは認めない方向で考えています。</p>
小野田委員	<p>農協に貸し出している地権者の中で蓮田市在住の方がいらっしゃるようですが、この方は農協に農地を貸しているために安心していると思われそうですが、現状として土地が遊休農地化してしまっていることは、信用問題になると思います。</p> <p>農協と農業者が緊密な関係の中で信用を保つからこそ、発展できるものであるとおもいますので、農政課、農協、農家組合あるいは農家個人が三位一体となって</p>

	<p>いかないといけないと思います。行政執行部にはしっかりと対応していただきたいと思います。</p>
井上委員	<p>私の近隣の農家の方々が来年から農協に貸すという話をしていましたが、この計画を見ると、農協が個人の農家から農地を借りて、別の農家に貸していく形になっているようですが、これは具体的にどういった形の事業となっているのでしょうか。</p>
農政課	<p>将来的に予定している事業としましては、農地中間管理機構が借り受け、その土地を農協に貸し出す形となりますので、今回の計画とは別のものとなります。</p>
井上委員	<p>農協が借り受け耕作することですが、そうすると一方では農協が借り受け耕作する土地があり、もう一方では農協から個人の農家に貸し出す土地が発生することになるかと思いますが、これはどういったことなのでしょうか。</p>
農政課	<p>中間管理機構ができる前に、円滑化事業という農協が利用集積を利用して、農地中間管理機構と同じような農地バンクの機能として一旦農協で農地を集積して耕作者へ貸し出す事業を行っておりまして、それが今回の計画のものとなります。</p> <p>農協で耕作するものとしては、法人を立ち上げて新たに始める事業となります。</p>
井上委員	<p>農協は一方では農地中間管理機構を利用して農地を借りて新たな法人で耕作して、一方では利用集積を利用して個人へ農地を貸し出す事業を行っていくことでしょうか。</p>
農政課	<p>南彩ファームもこれから始まる事業となりますので、農協自体が土地を集めていく円滑化事業がどうなっていくのかはわかりませんが、農地中間管理機構を有効活用していく方向に移っていくのかと思われまます。</p>
井上委員	<p>わかりました。</p>
関山委員	<p>農地中間管理機構について説明を簡単にお願いできますか。</p>
農政課	<p>農地中間管理機構とは埼玉県農林公社が行っている、農地を耕作できない所有者から農地中間管理機構に集積して、それを耕作希望者へ貸すという、賃借の中間を補う事業を行っているものになります。当市でも一体的な農地で耕作が可能である、個人間でのトラブルが減る等の理由から法人を中心として利用が進んでおります。</p>
関山委員	<p>農協はこういった形で農地中間管理機構を利用していくのでしょうか。</p>
農政課	<p>農協は新たに農業法人として南彩ファームを立ち上げ、農地中間管理機構から農地を借り受けて耕作を行っていく予定です。</p>
山岸推進委員	<p>農地の所有者の方は、自分で耕作ができないから農地中間管理機構に農地を貸すことになるかと思いますが、その際、用水際の除草等は機構は行わないものだったかと思いますが。</p> <p>そうなりますと、自ら耕作を行っている方のみで除草を行うとなり、その人数も減ってってしまうため、農地中間管理機構を通じて新規の耕作者となる方へ指導</p>

	<p>を行っていく必要があると思います。</p>
江口委員	<p>草刈については、農事支部が多面的等を利用して補助金を受けながら農事支部で行うことになるかと思えます。ですので、農地の耕作は農地中間管理機構、用水等の除草は農事支部という形になるかと思えます。</p>
山岸推進委員	<p>農事支部で行っていくことはわかりますが、実際の問題として地域で草刈に出てくる人が減っており、場合によっては耕作者の減少によって農事組合自体が消滅してしまうことも起きていますので、これらに対してどうしていくのか対策が必要かと思えます。</p>
議長	<p>時代の流れとして山岸推進委員の意見も良くわかるのですが、これについては今回の会議ですぐさま答えが出るものではありませんので、農政課等の関係機関へ引き続き働きかけていくしかないかと思えます。</p>
小野田委員	<p>農政課から農協が借りている遊休農地化してしまった土地についてどういった働きかけができるのか、来月の総会時にでも教えていただきたいと思えます。</p>
農政課	<p>どういった働きかけを行っていくのかについて、来月の総会にて報告させていただきます。</p>
議長	<p>ほかに質疑等あれば、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。新規番号77につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号（イ）に掲げる「耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」要件に該当しないため、新規番号77及び農業委員・推進委員に関する新規設定番号12及び再設定番号30、34、43を除く案件について、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。</p>
事務局	<p>追加で説明させていただきます。除く案件につきましては、新規設定番号77は「耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」要件に該当しないため、新規設定番号12及び再設定番号30、34、43につきましては、農業委員・推進委員に係わる案件であるためであり、それぞれ理由が異なりますので御注意ください。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案のうち、新規番号77、新規設定番号12及び再設定番号30、34、43を除く案件については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>続きまして、吉澤委員におかれましては一時退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[吉澤委員、一時退室]</p>

議長	再設定番号４３について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号４３については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号４３については、原案のとおり決定します。吉澤委員は入室してください。 [吉澤委員、入室]
議長	続きまして、小野田委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [小野田委員、一時退室]
議長	新規設定番号１２及び再設定番号３４について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号１２及び再設定番号３４については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号１２及び再設定番号３４については、原案のとおり決定します。小野田委員は入室してください。 [小野田委員、入室]
議長	続きまして、渡邊推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [渡邊推進委員、一時退室]
議長	再設定番号３０について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号３０については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]

議長	<p>異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号30については、原案のとおり決定します。渡邊推進委員は入室してください。</p> <p style="text-align: center;">[渡邊推進委員、入室]</p>
<p><u>議案第24号 農用地区域からの除外に係る意見</u></p>	
議長	<p>日程第3 議案第24号 農用地区域からの除外に係る意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。</p> <p>本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。</p> <p>これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p> <p>農政課</p> <p>日程第3 議案第24号 農用地区域からの除外に係る意見について、農政課から御説明いたします。</p> <p>今回、農用地区域からの除外につきまして、平成30年6月4日から6月15日までの2週間をもって受付しましたところ、10件 の変更申請がございました。</p> <p>本日は、この10件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。</p> <p>皆様には、今回の除外案件の総括表と、各案件をまとめた資料を配布してございます。</p> <p>説明については、インデックスのついた資料を基に説明させていただきます。</p> <p>なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままをお願いいたします。</p> <p>また、事前に配布させていただいております位置図の資料につきましても併せて回収をさせていただきます。</p> <p>○番号1</p> <p>除外申請地は■■■です。面積は334㎡となります。</p> <p>事業計画者は、現在、借家に住んでいますが、子供を育てるうえで、借家が手狭であり、周囲に多大な迷惑をかけている状況であるため、父親が所有する農地を使用貸借し、自己用住宅を建築するために、除外の申出があったものです。</p> <p>○番号2</p> <p>除外申請地は■■■です。面積は180㎡となります。</p> <p>事業計画者は、現在、農機具や肥料等を収納する場所が無いため、既存地の隣接した農地を利用して農業用倉庫を建築するため、除外の申出があったものです。</p> <p>○番号3</p> <p>除外申請地は■■■です。面積は102㎡です。</p> <p>事業計画者は、現在、土木建築を経営しており、資材置場を利用しておりますが、車両の出入り時に現況道路の幅員では狭いため、道路に隣接した農地の売買により取得し、道路を拡幅するために、除外の申出があったものです。</p>

○番号4

除外申請地は■■■です。面積は300㎡です。

事業計画者は、現在、賃借アパートに酸いんでいます。子育てをするうえで、手狭であり、今後、農業を営み、また両親を養うため、母形のおじが所有する農地を使用貸借し、自己用住宅を建築するため、除外の申出があったものです。

○番号5

除外申請地は■■■です。面積は345㎡です。

事業計画者は、現在、借家に住んでいます。子供の成長と共に手狭となる、実家に近い弟と母親の手助けや子育て等で協力したいと考え、おじから相続して所有する農地を利用し、自己用住宅を建築するため、除外の申出があったものです。

○番号6

除外申請地は■■■です。面積は305㎡です。

事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでいます。近々子供が生まれる予定であり、家財道具等が増え手狭になったため、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するため、除外の申出があったものです。

○番号7

除外申請地は■■■です。面積は438㎡です。

事業計画者は、現在、市外の賃貸アパートに住んでいます。妻の両親の介護や近々子供が生まれることからお互いに手助けが出来ると考え、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。

○番号8

除外申請地は■■■です。面積は305㎡です。

事業計画者は、現在、市外の賃貸住宅に住んでいます。子供の成長と共に手狭であり、今後、子供が増えることを考え、申出地を売買で購入し、自己用住宅を建築するために、除外の申出があったものです。

○番号9

除外申請地は■■■です。面積は195㎡です。

事業計画者は、現在住んでいる住宅が老朽化したため、建替えを考えておりますが、建築基準法上で接道が無いことが分かり、法律に基づき、4m路地状敷地を確保したいため、隣接した所有農地を利用するために除外の申出があったものです。

○番号10

除外申請地は■■■です。面積は335㎡です。

事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでいます。結婚をするにあたり、手狭になったことから、実家に近い申出地を売買で取得し、自己用住宅を建築するために、除外の申出があったものです。

	<p>以上で説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達すること御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第24号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>ここで、農政課より発言を求められていますので、農政課の発言を許可します。</p>
農政課	<p>議案第23号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、借り手として関田農園が設定されている筆がございますが、こちらについては、農地中間管理事業を利用して貸し借りをを行う予定ですので、今回申請についてきましては、埼玉県農業振興公社が設定されるのが正しいものとなりますので、訂正させていただきます。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第22号から第24号に係る全ての議事を終了いたします。</p>
議長	<p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
協議報告事項1	<p><u>農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>
協議報告事項2	<p><u>農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、及び協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。</p> <p>総会資料の6ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、道路敷のための転用です。</p> <p>番号2につきましては、共同住宅敷のための転用です。</p> <p>続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は8件でございます。</p> <p>総会資料の7から8ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1から2につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>番号3につきましては、住宅敷拡張のための転用です。</p> <p>番号4から8につきましては、分譲住宅敷のための転用です。</p>

議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 農地法第 18 号第 6 項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について ですが、今回報告は 53 件でございます。 総会資料の 9 から 37 ページ目を御覧願います。 番号 1 から番号 53 につきましては、平成 30 年 10 月 19 日に届出のあったものです。 なお、この 53 件の届出につきましては、市内にて農業経営を行っている業者が利用集積による個人との貸借から、農地中間管理事業を利用した貸借に切り替えるため、既存の貸借の一部について解約を行ったものになります。 このため、解除された農地につきましては、引き続き同業者が耕作を行う予定です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。まず、役員会について事務局から説明いたさせます。
事務局	○来月の農業委員会研修会について 来月（12月）総会終了後、1時間から1時間30分程度の農業委員会研修会を予定しています。 ○埼玉県農業大学校日曜オープン見学会&個別相談会について 別添のとおり、埼玉県農業大学校からチラシの配布がありました。 参考として配布いたしますので、各自で御確認ください。
事務局	○農業委員活動記録の提出について 皆様からの提出を確認できました。ありがとうございました。

事務局	<p>○来月の農地改良等現地パトロールについて</p> <p>1 1月27日 井上委員・篠津地区推進委員</p> <p>1 2月11日 進藤委員・大山地区推進委員</p> <p>1 2月25日 小野田委員岩上委員・日勝地区推進委員</p> <p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p>
事務局	<p>○来月総会について</p> <p>1 2月25日（火）午前9時。</p> <p>議事録署名委員の荒井委員、白石委員の両委員は来月印鑑をお願いします。</p>
事務局	<p>以上で、協議報告事項4その他を終わります。</p>
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>
吉澤委員	<p>今回、多くの土地について利用集積の切り替えが行われるようですが、個人間で結んでいる貸し借りはいままでどおりで大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局	<p>農政課職員が退室済みですので、代わりに事務局から回答いたします。</p> <p>個人間での貸し借りについてはそのまま大丈夫です。今回、多くの土地で行われた切り替えにつきましては、法人が事務処理軽減等のため農地中間管理事業を利用するために行われた切り替えになります。</p>
吉澤委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p>【終了 午前10時45分】</p>